

令和2年分 農業所得の申告について

農業所得申告は正確に!!

農業所得は、他の所得と合算して所得申告をしてください(自家消費のみで、出荷・販売していない場合は除きます)。

収支計算をする際には「農作物に係る販売代金」「各種補償金交付金」「耕作代」「農産物の家事消費」などの収入の計上漏れがないようにしてください。

収支計算する際の土地改良費は、賦課金が10アール当たり1万円以上の場合は、賦課金に含まれている永久資産相当分が必要経費として認められません。賦課金が1万円以上の土地改良区等の控除額は右表のとおりです。収支計算をする際に、当該控除額を土地改良費の必要経費として計上してください。

なお、この表にない土地改良区等の賦課金は、10アール当たり1万円未満のため、支払った賦課金額を必要経費として計上してください。

《土地改良費控除額(10アール当たり)》

地域	名称	控除額
豊岡	中郷土地改良区	10,000円
	新田東部土地改良区	田 10,000円
出石	見性寺土地改良総合整備事業(東)	10,071円

記帳・帳簿等の保存制度

農業を含む事業所得、不動産所得、または山林所得を生ずべき業務を行う全ての方(所得税および復興特別所得税の申告の必要がない方も含みます)は、記帳と帳簿書類の保存が必要です。詳細は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。豊岡税務署(22-2144)に問い合わせてください。

《問合せ》豊岡税務署 ☎22-2144

軽自動車などの登録・廃車・名義変更の手続きは忘れずに

4月1日現在の所有者に1年分課税

車両を取得、廃車、譲渡した場合や転入、転出した場合は、申告手続きが必要です。

軽自動車税(種別割)は、納税義務者の申告に基づいて課税されます。登録内容に変更がある場合、申告手続きをしないと、所有していないのにいつまでも課税されるなど、トラブルの原因になります。軽自動車税(種別別)は、毎年4月1日現在の所有者に1年分課税されます(月割制度はありません)。まだ申告していない方は、早急に手続きしてください。

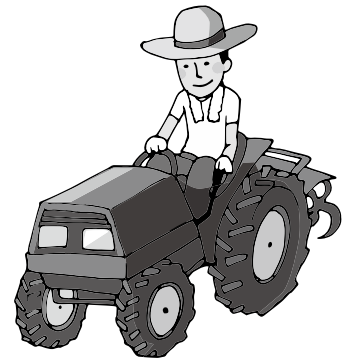
※軽自動車税(種別別)は、公道上の走行や使用の有無にかかわらず、所有していることで課税対象となります。

※乗用装置を備えている、最高速度35km/h未満の農耕用トラクター、コンバイン、田植え機、薬剤散布車等は、小型特殊自動車として登録が必要です。

※登録時と異なる車両に、ナンバープレートを付け替えることはできません。

※盗難に遭った場合は、警察への盗難届出に加えて廃車手続きが必要です。

《問合せ》税務課 ☎21-9045



《車種別の申告先など》

車種	申告受付・問合せ
○原動機付自転車(排気量125cc以下) ○小型特殊自動車	税務課市民税係 ☎21-9045 または各振興局市民福祉課
○3輪または4輪の軽自動車 (排気量660cc以下)	軽自動車検査協会 兵庫事務所 姫路支所 ☎050-3816-1848(コールセンター) https://www.keikenkyo.or.jp/
○2輪の軽自動車(排気量125cc超250cc以下) ○2輪の小型自動車(排気量250cc超)	神戸運輸監理部 姫路自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2067(コールセンター) https://www.tb.mlit.go.jp/kobe/

※掲載している情報は編集時点(1月14日)のもので、変更になっている場合がありますので、注意してください。

狩りの名手



古くから鷹狩りに使われてきたオオタカは、タカの中でもよく知られています。小鳥はもとより、カモやキジなどの大型の鳥もオオタカの餌食です。白い羽根色が美しく、黒いマスクの鋭い眼光がオオタカを精悍な鳥に見せています。いったん睨まれたら、餌となる生きものは縮み上がることでしょう。

人間活動と生息数

昭和から平成にかけて、オオタカは生息数を減らし、国の絶滅危惧種の高ランクの一種に位置付けられました。生息環境である里山が、開発により破壊されたことが主な原因です。オオタカ保護のため、開発対象地域で生息が確認されると工事の中断や計画変更が行われるなど、現代人の



▲オオタカ

(写真・文 コウノトリ市民
研究所 高橋 信)

関わりでも注目されてきました。さらに、人の里山利用度が下がり、住みやすい環境が増えたことで、近年、オオタカは大きく生息数を回復させています。

新たな餌場
都市部への進出も目立ちます。都会にオオタカの餌があるのか？ 実は、都会はオオタカにとって餌にあふれた場所です。餌になるのは、今や都会では最も普通に見られる野鳥になったドバト。簡単に餌にありつける都会こそ、現代のオオタカの最適な生息環境とも言えます。

豊岡盆地では、カモなどの冬鳥が増える季節になると、川岸にあるヤナギの枝の中、田んぼの電柱などで餌待ちをしています。

税務署からのお知らせ

豊岡税務署の申告書作成会場は

2月16日(火)から3月15日(月)
までです。

来場を検討している方へ
～感染リスク軽減のため
ご理解とご協力をお願いします～

- 自宅からパソコン・スマートフォンでe-Taxによる申告を検討してください。
- 確定申告会場の混雑緩和のため、会場への入場に「入場整理券」が必要です。整理券は税務署で当日発行するほかLINEでも事前発行しています。
- 相談受付時間は午後4時までですが、入場整理券の発行状況によっては、後日の来場をお願いすることもあります。
- 会場内に筆記用具や計算器具は用意していませんので持参して下さい。

確定申告書等へのマイナンバーの記載等

税務署へ申告書などを提出する際は、①マイナンバーの記載②本人確認書類の提示またはその写しの添付が必要

⇒e-Taxで提出すれば、本人確認書類の提示または写しの添付は不要

【本人確認書類(番号確認書類+身元確認書類)】

- マイナンバーカードを持っている方はマイナンバーカード(写しを添付する場合は両面の写しが必要)

- マイナンバーカードを持っていない方は、下のア・イ両方の書類

ア	○通知カード(氏名・住所などに変更がない場合に限る) ○住民票の写し(マイナンバー記載あり)などのうち、いずれか1つ
イ	○運転免許証 ○公的医療保険の被保険者証 ○パスポート などのうち、いずれか1つ

※公的医療保険の被保険者証の写しを添付する場合、写しの保険者番号および被保険者等記号・番号部分を復元できない程度に塗り潰してください。

パソコン・スマホから確定申告

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で申告書作成してe-Taxで送信

税務署へ行く手間がかからず、密を回避できます。24時間いつでも利用でき、印刷して郵送等で税務署に提出することもできます。

医療費控除の明細書の提出義務化について

医療費控除を受ける際には、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が義務化されました。

※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります(税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません)。

【問合せ】豊岡税務署個人課税第1部門 ☎22-2144

※掲載している情報は編集時点(1月14日)のもので、変更になっている場合がありますので、注意してください。